

商店街等イベント集客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、商店街等イベント集客促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、中心市街地にある商店街等の活性化を目的としたイベントを継続的に開催する者に対し、当該イベントについて、その集客を更に向上させ、及び市民への一層の定着を図るための広報の取組に要する経費の一部を補助することにより、中心市街地における人流を高め、もって「歩いて楽しいまちづくり」の推進に資することを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次条第1項に規定する補助対象事業を主催する商店街振興組合、任意の商店会、商業者のグループその他商店街等の魅力と集客力を高める活動を行う者として市長が認めるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすイベントについて、その集客を更に向上させ、及び市民への一層の定着を図るための広報の取組として、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 中心市街地にある商店街等の活性化を目的として開催されること。
- (2) 市が定めるウォークブル推進路線又はそれに近接する場所において屋外で開催されるものであって、当該路線の人流を高めることに直接寄与すること。
- (3) 年間4回以上の開催を計画しており、翌年度以降も、同様の頻度で継続的に開催されること。
- (4) 1回の開催につき、おおむね300人以上の来場者が見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントについて行う広報の取組は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治又は宗教に関するもの
- (2) 特定の事業者等の営利又は宣伝を目的とする性格が強いもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本補助金の交付の目的に照らし、その交付の対象とすることが適切でないと市長が認めるもの

3 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等（同条例第2条第3号に規定する中小企業者等をいう。）への発注に努めなければならない。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する広告宣伝費とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費

税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）の合計額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、30万円以下で予算の範囲内において市長が定める額を限度とする。

（交付申請）

第7条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 商店街等イベント集客促進事業実施計画書兼収支予算書（別記様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 本補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）は、原則として、前条の規定による申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により行うものとする。

（補助対象事業の完了の期限）

第9条 本補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、補助対象事業を完了しなければならない。

（承認を要しない変更）

第10条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更

（実績報告等）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助対象事業が完了した日若しくは当該補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下この条において「完了日等」という。）から起算して15日を経過する日又は完了日等の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 商店街等イベント集客促進事業実施報告書兼収支決算書（別記様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第12条 本補助金は、前条の規定による報告を受けた後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払により支払うことができる。

（遂行不能の場合の本補助金の交付）

第13条 感染症のまん延、災害の発生等、補助対象事業者の責めに帰することができない事由によりイベントが開催されず、補助対象事業の目的の達成が困難となった場合であっても、本補助金は、当該補助対象事業に係る補助対象経費について交付することができるものとする。

（規定外事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式（第7条、第11条関係）

年度商店街等イベント集客促進事業実施計画（報告）書兼収支予算（決算）書

1 補助対象事業者の概要

所在地	〒		
名称及び代表者職・氏名			
担当者連絡先	担当者氏名		電話番号
			電子メール
消費税の取扱い	※ 任意団体の場合は、記入不要です。 <input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		

2 主催するイベントの年間計画（実績）

イベントの名称	
開催目的	※ 本イベントの開催により解決しようとする地域の課題やニーズ、効果等を記載してください。
開催概要	※ 実施（予定）日、開催場所、来場（予定）人数、事業内容等を記載してください。

3 補助対象事業（広報の取組）の概要

事業の必要性	※ イベントの集客・市民への定着に関する現状・課題を踏まえ、本補助金を活用して広報を強化することの必要性について記載してください。
実施内容	※ 本補助金を活用して行う広報の手法等について具体的に記載してください。
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
取組の効果	※ 本補助金を活用して行う広報の取組が、継続的に開催するイベントの集客向上・市民への定着にどの程度寄与する（した）のかを記載してください。

4 補助対象事業に係る収支予算（決算）（補助対象経費に係る部分）

(1) 収入の部

収入区分・収入項目	金額	備考
米子市補助金	円	
自己負担額	円	
その他	円	
合計	円	

(2) 支出の部

支出区分・支出項目	金額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

添付資料（実績報告時）

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- (2) 補助対象事業の成果を証する資料（イベントの開催状況が分かる写真、チラシ等の成果物等）